



労災発0618第4号
平成30年6月18日

公益社団法人
全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省大臣官房審議官
(労災・賃金担当)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来4年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり平成30年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、特に本システム未導入の貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（平成30年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨を行うことにより、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

(1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動

指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨など

(2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送

(3) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた説明会の実施

(4) WEBによる広報

(5) 導入支援金の支払

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数20床以上）50万円、（病床数20床未満）40万円

薬局 20万円

(6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労レセシステムの普及促進に向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

(2) 都道府県労働局の取組

ア 指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨

イ 関係団体への協力依頼

ウ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知

エ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知

労災レセプト電算処理システム

労災レセプト電算処理システム未導入の労災指定医療機関のみなさまへ

導入支援金のご案内

現在、労災レセプト電算処理システムの普及促進のため、
導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払します。



導入支援金

最大

50万円

がご利用いただけます。

導入支援金の支払には、条件があります。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

労災指定医療機関のみなさまが、 労災レセプト電算処理システムを導入する際の 費用の一部を支援します。

導入支援金とは

労災レセプト電算処理システムにより労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に対して、費用の一部を支払うものです。

対象

平成28年4月1日以降に労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、労災診療費請求書及びレセプトを作成するために必要なソフトの導入費用、及びソフト導入に伴う既存のレセプトコンピュータ及び送信用パソコンの諸設定に係る費用を対象とします。なお、導入支援金の申請は、一度のみとします。

※導入については、平成28年4月1日以降に納品のものを対象とします。

導入支援金の算定方法

導入支援金の支払額は、下記表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定します。ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

1.区分 (労災指定医療機関)	2.基準額	3.実支出額
病床数20床以上	500,000円	労災専用ソフトウェアの導入、 諸設定に要した実支出額
病床数20床未満	400,000円	

申請方法

申請書のお取り寄せは、下記ヘルプデスクまでお電話にてお願いいたします。

申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、下記住所までご郵送ください。

〈申請書送付先〉〒105-0004東京都港区新橋5-25-1-7 労レセシステム普及促進センター

- 平成31年2月到着分までとさせていただきます。
- 予算がなくなり次第終了となります。

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL : 0120-900-673

(土日祝日を除く、平日 9:00~18:00)

FAX : 0120-900-681 E-mail : info@rourece.org

労災レセプトオンライン化ナビ

検索